



水戸市マスコットキャラクターみとちゃん

市政記者各位

水戸市ニュースリリース



令和7年6月27日

水戸市

市立学校等からの救急搬送における選定療養費に 水戸市が独自に補助制度を創設

本市では、学校をはじめとする、子どもをお預かりする施設等（以下「市立学校等」という。）において、未来をリードする子どもたちが、安心して、伸び伸びと過ごすことができるよう、事故等の未然防止に努めるとともに、万が一、事故等が発生した場合などには、お預かりしている子どもの健康と生命を第一に考え、必要に応じて救急搬送を要請するなど、適切かつ迅速な対応を徹底するものとしています。

一方、茨城県においては、昨年12月2日から、地域医療のひっ迫を避ける目的で、救急搬送における選定療養費の徴収が始まっており、市立学校等からの救急搬送においても、選定療養費を徴収される可能性があります。

そこで、本市では、市立学校等において、子どもが重大な傷病を被る事故等が発生したと、当該市立学校等が判断し、要請した救急搬送において徴収された選定療養費を補助する、本市独自の新たな制度を創設し、本日、運用を開始しました。

記

1 制度の概要

(1) 水戸市が、市立学校等の設置者として、その責任を果たすものです。

※「市立学校等」には、水戸市立小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、認定こども園、及び保育所、並びに水戸市放課後学級が含まれます。

(2) 補助の要件は、次のとおりです。

① 市立学校等の管理下において発生した事故等が原因で、子どもが傷病を被ったこと。

※ 授業参観の保護者や一般の来校者等は、対象外です。

② 当該市立学校等が、自らの判断に基づいて、救急搬送を要請したこと。

※ 保護者等が救急搬送を要請した場合は、対象外です。

③ 当該救急搬送において、搬送先の病院から、選定療養費を徴収されたこと。

※ 全ての病院が、救急搬送における選定療養費を徴収している訳ではありません。

市内の病院のうち、救急搬送における選定療養費を徴収しているのは、水戸赤十字病院、水戸協同病院、水戸済生会総合病院です。

(3) 補助金の額は、実際に徴収された選定療養費の額です。

(4) 補助金を申請できるのは、実際に、子どもの選定療養費を支払った保護者等に限られます。

2 その他

(1) この制度は、水戸市独自のものです。

(2) 市立学校等においては、引き続き、救急搬送の適正利用に関する考え方を踏まえ、危機管理マニュアル等に基づく適切な対応に努めます。

《本件に関する問合せ先》

課 名：教育委員会事務局 教育部 学校保健給食課
電話番号：029 - 306 - 8627（直通）

担当者：小林（こばやし）